

▶成年後見制度ってどんな制度？

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、判断能力が十分でない人を対象に、家庭裁判所が選んだ援助者（成年後見人等）が、本人のために活動し、財産と生活を守る制度です。

▶こんなときに成年後見制度の利用を考えましょう。

- ・最近もの忘れがひどくなってきたので、通帳やお金の管理が心配。
- ・認知症でひとり暮らしの母を悪質商法などから守りたい。
- ・認知症で施設に入所した父の財産を処分して入所費用に充てたい。
- ・自分ひとりでいろいろな契約や手続きの正しい判断ができていないか心配。
- ・両親亡き後の障がいのあるわが子の将来が心配。

▶成年後見制度には、2つの種類があります。

「法定後見制度」・・・既に判断能力が衰えた人を支援し、利用する人の判断能力の程度に応じて『後見』『保佐』『補助』の3つの種類に分けられます。

「任意後見制度」・・・現在は判断能力がある人が、将来認知症などで判断能力が衰えたときに、財産管理や日常生活での契約などの法律行為を本人に代わって行う人をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。

▶後見人の仕事は大きく分けて2つあります。



■財産管理・・・本人のために適切な財産管理を行います。

【例】預貯金（通帳・カード）の管理、年金などの収入支出管理、不動産など重要な財産の管理や処分、相続手続き（遺産分割への参加）

■身上監護・・・本人にとって良い環境であるように配慮します。

【例】施設入所の手続き（入退所契約）、病院での治療及び入院手続きの支援、介護サービスの契約や支払い

【ポイント】

以下の事項については

後見人の仕事にはあたりません。

- ・本人の身の回りのお世話や介護、看護
- ・通院や買い物などの送迎
- ・保証人や身元引受人になること
- ・医療行為の説明を受けて同意すること



▶お気軽にご相談ください。



制度に関してさまざまな相談窓口を設けています。お気軽にご相談ください。

【さく成年後見支援センター】

（福）佐久市社会福祉協議会内（佐久市取出町 183 野沢会館 2 階）

☎ 0267-64-5255 メール：kouken@sakusi-shakyo.or.jp

開所時間：（月）～（金） 8：30～17：15（祝日及び年末年始は除く）

【小諸市地域包括支援センター】☎ 24-1051 / ☎ 26-2250

【小諸市役所高齢福祉課 包括支援係】

「転ばぬ先の杖」

いざという時のために
知って安心 成年後見制度
判断力が十分でない人の生活と権利を守ります

問 高齢福祉課 包括支援係

